

平成28年 第2回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：平成28年1月28日（木）午前9時15分

場 所：教育委員会室

平成28年1月28日

東京都教育委員会第2回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第2号議案

東京都公立小学校、中学校及び中等教育学校前期課程の学級編制基準の一部改正
について

第3号議案

学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の立案依頼について

第4号議案、第5号議案及び第6号議案

東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

2 報 告 事 項

- (1) 「都立高校改革推進計画・新実施計画（案）」の骨子に対する意見等について
- (2) 「東京都発達障害教育推進計画（案）」の骨子に対する意見等について
- (3) 平成27年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査結果
について
- (4) 「アクティブプラン to 2020」－総合的な子供の基礎体力向上方策（第3次
推進計画）－について
- (5) 平成28年度教育庁所管事業予算・職員定数等について
- (6) 「東京都いじめ防止対策推進条例」第11条第4項に規定する重大事態の調
査について
- (7) 東京都公立学校職員等の懲戒処分について

教 育 長	中 井 敬 三
委 員	木 村 孟 (欠席)
委 員	山 口 香
委 員	遠 藤 勝 裕
委 員	宮 崎 緑 (欠席)
委 員	大 杉 寛

事務局 (説明員)

教育長 (再掲)	中 井 敬 三
次長	松 山 英 幸
教育監	金 子 一 彦
総務部長	堤 雅 史
都立学校教育部長	早 川 剛 生
地域教育支援部長	粉 川 貴 司
指導部長	伊 東 哲
人事部長	江 藤 巧
福利厚生部長	太 田 誠 一
教育政策担当部長	安 部 典 子
教育改革推進担当部長	出 張 吉 訓
特別支援教育推進担当部長	松 川 桂 子
指導推進担当部長	鯨 岡 廣 隆
人事企画担当部長	鈴 木 正 一
(書記) 総務部教育政策課長	岡 部 涉

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから平成28年第2回定例会を開会します。

本日は、木村委員と宮崎委員から、所用により欠席との届出を頂いております。

本日は、報道関係はNHK外7社、個人は合計18名から取材・傍聴の申込みがございました。また、NHKから冒頭のカメラ撮影の申込みがございました。取材・傍聴の申込みを許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、許可します。入室していただいでください。

日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき、退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処いたします。

なお、教育委員会室に入退室する際に、大声で騒ぐ、速やかに入退室しないといった行為も退場命令の対象となりますので、御留意ください。

議事録署名人

【教育長】 本日の議事録署名人は、遠藤委員にお願いします。

前々回の議事録

【教育長】 前々回12月10日開催の第19回定例会議事録については、先日配布して御覧いただいたと存じますので、よろしければ御承認いただきたいと存じます。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、第19回定例会の議事録について

は、御承認いただきました。

前回1月14日開催の第1回定例会議事録が机上に配布されています。次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認いただきたいと思います。

非公開の決定です。本日の教育委員会の議題のうち、第4号議案から第6号までの議案並びに報告事項(6)及び(7)については、人事等に関する案件ですので、非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。――〈異議なし〉――では、ただいまの件については、そのように取り扱います。

議 案

第2号議案 東京都公立小学校、中学校及び中等教育学校前期課程の学級編制基準の一部改正について

【教育長】 第2号議案、東京都公立小学校、中学校及び中等教育学校前期課程の学級編制基準の一部改正について、説明を地域教育支援部長、お願いします。

【地域教育支援部長】 それでは、第2号議案資料を御覧ください。

「1 改正理由」ですが、昨年6月、「学校教育法等の一部を改正する法律」が公布され、平成28年4月1日から施行されることとなりました。この法改正は、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、現行の小・中学校に加え、義務教育を一貫して行う学校種として、小中一貫教育を実施することを目的とする「義務教育学校」の制度を創設するものです。ここで言われています「学校教育制度の多様化及び弾力化」については、国は、設置者である区市町村の判断により、地域の実情や子供の実態に応じて、一人一人の意欲や能力に応じた教育を受けられる環境をこれまで以上に充実するとしています。

なお、これまでの小中一貫教育との違いですが、現行では、小学校・中学校があくまで制度上、別々の組織でしたが、今回の法改正による「義務教育学校」の創設によって、一人の校長の下で9年間の教育を行うことを制度化することとなったものです。

改正理由の4行目の「併せて」以下ですが、義務教育における学級編制及び教職員

定数の標準は、前期課程については現行の小学校と、後期課程については現行の中学校と同等の標準とされる改正となっています。

これを踏まえて、都においても、学級編制基準に新たな学校種となる「義務教育学校」を加える必要があるため、学級編制基準の一部改正を行うものです。

点線内は、根拠法である「学校教育法」と「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」、いわゆる標準法をお示ししています。重ねて、「学校教育法」第1条に「義務教育学校」が加わったこと、標準法には、「義務教育学校」に係る学級編制及び教職員定数について、義務教育学校の前期課程については小学校と、後期課程については中学校と同等の標準にするとの内容となっています。都としては、点線のアンダーラインですが、標準法によって、東京都教育委員会が学級編制基準を定めることから、今回お諮りをするものです。

「2 改正内容」については、別紙で説明します。A3判の別紙を御覧ください。

「1 義務教育学校の概要」ですが、先ほどの説明と重複しますが、(1) 目的は、普通教育を基礎的なものから一貫して行うこと、(2) 位置付けは、新たな学校種として、「学校教育法」第1条に規定する、いわゆる1条校とすること、(3) 設置義務は、区市町村の小・中学校の設置義務を、「義務教育学校」の設置をもって代えることができること、(4) 修業年限は、前期6年と後期3年の9年とする、(5) 組織は、校長が一人、教職員組織は一つであることとなっています。

「2 学級編制基準改正要旨」ですが、標準法の改正と同様に、現行の基準に、小学校に義務教育学校前期課程を、中学校に義務教育学校後期課程を加えるものです。

下段右側が現行の基準、左側が改定案です。改正する箇所に文言とアンダーラインを引いています。

1枚目にお戻りください。「3 施行年月日」ですが、平成28年4月1日としています。

説明は以上です。御審議のほど、よろしく申し上げます。

【教育長】 本件について、御質問、御意見等はございますか。

【遠藤委員】 これは、学校教育法と教職員定数の標準に関する法律、国が行う二つの法律改正に伴う、東京都において実施するための必要改正と理解してよろしいで

しょうか。

【地域教育支援部長】 そのとおりでございます。

【遠藤委員】 「義務教育学校」の制度が創設されたという国の方針ですが、実際の設置については、都道府県に任せるという形になっているわけでしょうか。それとも、必ず「義務教育学校」を作りなさいという法律の趣旨でしょうか。

【地域教育支援部長】 「義務教育学校」の設置義務はございません。区市町村が地域の実情等に応じて「義務教育学校」の設置を判断するとなっています。

【遠藤委員】 分かりました。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

ないようでしたら、本件につきまして、原案のとおり決定してよろしゅうございますか。――<異議なし>――では、本件につきまして、原案のとおり承認いただきました。

第3号議案 学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の立案依頼について

【教育長】 次に、第3号議案、学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の立案依頼について、説明を人事部長、お願いします。

【人事部長】 第3号議案、学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の立案依頼について、説明します。

1月15日に東京都の予算原案が発表され、教職員定数についても原案がまとまりました。本議案は、その結果を踏まえ、知事に条例の立案を依頼するものです。

第3号議案資料を御覧ください。「1 改正理由」ですが、児童・生徒数の増減等により、学校職員の定数を改める必要があるということです。

「2 改正内容」について、表の一番下、計の欄を御覧ください。平成27年度と比べて320人増加となり、平成28年度の教職員定数は6万3,942人となります。この条例案については、平成28年第1回都議会定例会に付議し、議決を経た上で、平成28年4月1日の施行を予定しています。

次に、学校種別ごとの定数増減の内容について、説明します。

小学校ですが、児童数の増加により290人増、小学校「英語」教科化に向けた取組を進めるための加配が40名増となっており、小学校全体では330人増となっています。

中学校ですが、主に特別支援学級の増加により27人増、英語の少人数習熟度別指導の充実を図るための指導方法工夫改善加配が25人増となっており、中学校全体では52人増となっています。

高等学校ですが、学級数の変動により5人減、用務員の委託化等に伴う定数の見直しにより34人減となっており、高等学校全体では39人減となっています。

特別支援学校ですが、児童・生徒数の増により32人増、自立活動教育の充実を図るため、介護の専門家や心理の専門家の活用等により55人減となっており、特別支援学校全体では23人減となっています。

その他、学校教育法の改正に伴い、義務教育学校の前期課程及び後期課程に関する規定を加えることとしています。

説明は以上です。御審議のほど、よろしく申し上げます。

【教育長】 本件につきまして、御質問、御意見ございますでしょうか。

【遠藤委員】 特別支援学校において、外部人材の活用等で55人減の具体的な内容を教えてください。

【人事部長】 肢体不自由特別支援学校と知的障害特別支援学校において、自立活動教育の充実を図るため、自立活動の専門教諭の定数を見直して、そこに作業療法士若しくは理学療法士、介護福祉士等の介護の専門家、心理の専門家など外部人材を導入します。専門教諭の定数を外部専門家で置き替えることとなります。実際の数ですが、肢体不自由校の自立活動専門教諭を45名削減し、倍の数の介護の専門家を導入する予定になっています。また、知的障害校においては専門教諭を9名減、そこには心理の専門家、また、肢体不自由の実習助手も1人減で、そこに作業療法士、理学療法士を導入するという計画をもって、定数の改変を行うものです。

【遠藤委員】 分かりました。特別支援学校への教職員の削減という数字だけが目立ってしまうものですから、実態的なお話を伺うと、例えば45名減るけれども、外部人材を90名プラスして、実態的には特別支援学校のサポート体制を強化すると受け止めてよろしいでしょうか。

【人事部長】 はい、そのように受け止めていただいで結構です。

【遠藤委員】 表面の数字だけ見ますと、特別支援学校の職員数の減少というふう
に映ってしまいますので、今の説明で分かりました。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本件につきまして、原案のとおり決定してもよろしゅうございますか。
——<異議なし>——それでは、本件につきましては、原案のとおり承認いただきま
した。

報 告

(1) 「都立高校改革推進計画・新実施計画(案)」の骨子に対する意見等について

【教育長】 次に、報告事項(1)「都立高校改革推進計画・新実施計画(案)」
の骨子に対する意見等について、説明を教育改革推進担当部長、お願いします。

【教育改革推進担当部長】 報告資料(1)を御覧ください。

平成27年11月26日の教育委員会で「都立高校改革推進計画・新実施計画(案)」の
骨子を説明させていただき、その後、公表して、都民から広く御意見をお寄せいただ
きました。寄せられた御意見については、各委員に事前に御覧いただいたものを机上
に置かせていただいています。本日は、これらを取りまとめた報告資料(1)「『都
立高校改革推進計画・新実施計画(案)』の骨子に対する意見等について」に基づいて、
全体像と東京都教育委員会に対する請願、都議会に対する陳情の状況も含めて御説明
させていただきます。

まず、「1 意見募集の結果の概要」を御覧ください。募集期間は、11月26日から
約1か月間を設定しまして、電子メール等で252件の御意見をお寄せいただきました。
その内訳は、骨子の目標ごとに表にまとめていますが、目標Ⅰの教育内容に関する御
意見が35件、目標Ⅱの学校設置・課程改善等に関する御意見が195件、目標Ⅲの教育
諸条件に関する御意見が16件、計画全体に関する御意見が6件となっています。なお、
御意見の約7割が目標Ⅱにあります定時制課程・通信制課程に関するもので、その多

くが今回の計画（案）での夜間定時制課程の閉課程に反対する内容となっております。

右側の「2 目標毎の意見の概要」を御覧ください。目標Ⅰの教育内容については、Ⅰ－１にありますように、義務教育段階での基礎学力の定着が十分でない生徒の学び直しの支援の充実を求める御意見や、Ⅰ－２のグローバル人材の育成の部分での「日本人としての自覚と誇り」という表現に対する御意見がございました。

目標Ⅱの学校設置・課程改善等については、Ⅱ－１で、新国際高校の早期の実現を求める御意見が、Ⅱ－２で商業高校の改編に対する御意見がございました。御意見が一番多かったⅡ－３では、夜間定時制課程の閉課程に反対する御意見や定時制課程の給食に関する御意見を頂いています。

目標Ⅲの教育諸条件については、Ⅲ－４で在京外国人対象募集枠の配置についての御意見が、Ⅲ－６で不登校や中途退学の未然防止に向けたコーディネーター的役割を担う人材の育成についての御意見がありました。

その他、目標ごとの主な御意見の要旨を2ページから6ページにまとめております。今回、全体の7割を占めている定時制課程・通信制課程の改善に関する御意見については4ページから5ページに掲載していますので、4ページを御覧ください。主なものを載せていますが、夜間定時制課程の閉課程に関しては、幾つかの観点から反対という御意見が寄せられています。特に、多様な生徒が在籍する学校であり、生徒のセーフティーネットとしての役割を担っているという観点や夜間定時制課程には多数の外国につながる生徒たちが通い、日本語支援や教科支援などを通して重要な教育の場となっているという観点、近隣の高校が閉鎖されてしまえば、距離が近いからこそ通っていた生徒が通えなくなるということも出てくるという観点などから反対するという御意見が多く寄せられています。

一方、多様な生徒たちの学びを保障してあげようと考えるのであれば、チャレンジスクールや定時制で昼や夜も学べる学校を増やし、そうした学校で、教職員だけでなく、カウンセラーや医師等、多様な機関と連携した取組を行うべきではないかという御意見も寄せられています。

次に、6ページを御覧ください。一般財団法人東京私立中学高等学校協会からも御意見をいただいています。内容は、小中高一貫教育校の設置に反対するというもので、

その理由としましては、今回の計画（案）は、公私連絡協議会でも何ら説明されておらず、公私協調の精神を完全に踏みにじる行為である都立小中高一貫教育校の設置は、選抜による受験競争の過熱化を招き、受験塾に通える収入のある限られた家庭しか入学対象となり得ないことから、公立学校間での教育格差を拡大する、あるいは、国立学校が実験校として役割を果たし、そのメリットやデメリットを検証するより前に、東京都が都民を実験台としてまで行う必要がないなどといったことが挙げられています。

次に、7ページを御覧ください。「都立高校改革推進計画・新実施計画（案）」の骨子に関する東京都教育委員会に対する請願の状況をまとめています。1番から5番までが、夜間定時制課程の閉課程に反対する請願となっています。また、6番と7番は請願署名で、今、私の机の上に置かせていただいています。都立立川高校定時制を閉課程にせず存続させることに対して4,862筆の請願署名が出ています。また、7番については、都立小山台高校、雪谷高校、江北高校、立川高校の夜間定時制課程を存続させることに対して1,109筆の署名が届いています。

次に、8ページを御覧ください。都議会に対する陳情の状況をまとめております。現在、夜間定時制課程の閉課程に反対する陳情が5件提出されています。

このような都民からの御意見や請願・陳情の内容を踏まえ、検討を加えて、現在、実施計画（案）の策定作業を進めており、2月中旬の教育委員会に付議させていただきたいと考えています。なお、都議会への陳情については、都議会で御審議していただくことになっています。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

【教育長】 ただいまの説明について、御質問、御意見がございますか。

【遠藤委員】 事前に資料を頂いて、御意見等についても拝見しました。最後のところで、このような御意見を踏まえて新たに改善計画を作られるということですが、スケジュール的にはいつになるのでしょうか。

【教育改革推進担当部長】 現在進めておりますが、2月中旬にはお出しできればと思っています。

【遠藤委員】 チャレンジスクールを新設する一方、一部の夜間定時制課程を閉課

程すると以前から御説明いただいています。それについての評価の意見もあるわけですが、基本的には、憲法第26条と教育基本法第24条に定められた教育の機会均等という考え方で、あまねく教育を学ぶ権利があるというのが子供たちに与えられたものなので、教育委員会が付託された中身もそれに基づくものでなければならないと思います。そういう中でいろいろ御意見が出てきているので、それを踏まえて、取り入れるべきところは取り入れるということが大事であると考えます。

しかし、教育というのは、私が今行っている仕事もそうですけれども、中長期的な社会の枠組み、10年、20年先の社会構造の変化に対してどう対応していくか、あるいは東京都が取り組んでいるグローバル人材の育成という観点で、グローバル化の進展の中で教育がどう対応していくか、そういう観点で枠組みを作っていかなければならないのです。一方で、日本の国力という前提で考えると、日本の国力、経済的な力、財力という観点から、最大多数の最大交付という観点で何ができるのかという視点も欠かせません。教育というのはお金のかかるものですので、教育に携わる者は常に両方の狭間に立たされて悩んでくるわけです。そういう中で、最適なものをどのように作っていくのかということは非常に悩み深いと思いますけれども、知恵を絞って行っていただければと思います。

それから、6ページの東京私立中学高等学校協会の御意見ですけれども、東京都の小中一貫校の場合は、先ほど御説明いただいた国の教育基本法の改正によって「義務教育学校」というものができると併せて、これは日本の都道府県全体の問題と理解してよろしいでしょうか。東京都の法律等の改正も、「義務教育学校」というものができたことに基づくものですね。

【次長】 今回構想しておりますのは、既存の中等教育学校に都立の小学校を作り、それを接続させるというイメージで作っていますので、先ほどの「義務教育学校」とは少し違う視点です。しかし、一貫教育を行うという大きな意味での視点という点では通じるものがあるかもしれませんが、制度的には別のものとなります。

【遠藤委員】 分かりました。国が「義務教育学校」を作るという方針に沿って、小中一貫校を公立で作るという他の都道府県の例があれば教えてください。

【地域教育支援部長】 「義務教育学校」を平成28年4月1日から新たに設置する

区市町村は全国にあるかという御質問でしょうか。

【遠藤委員】 はい。

【地域教育支援部長】 「義務教育学校」を区市町村が設置する場合には、まず学校設置条例を改正する必要があります。したがって、現在、「義務教育学校」を設置する学校設置条例の改正を済ませた区市町村もあれば、これから改正するところもございます。現在、小中一貫教育と言われるものは、学校設置条例を変えることなく、現在の小学校・中学校で行われるものです。

【遠藤委員】 分かりました。

【山口委員】 立川を含む夜間定時制課程についての御意見が非常に多いということで、御意見を拝見すると、それぞれ非常にごもった御意見で、御心配を頂いているというのは伝わってきます。しかし、この改正・改編の中ではいろいろな事情があったり、新たな取組に替えていったりするところがあると思うのですけれども、その意図、手当てというところがまだ十分に伝わっていないと思います。ですから、不安に思っている方々、あるいは、これから定時制で学ぼうと思っている子供たちに対して、少し丁寧に手当てをしていく準備がありますということをごきちんと言えていくようにしなければいけないと思います。決して切り捨てていくということではないわけで、システムが変わることに対しては、そのように受け取られる方が非常に多いということが陳情からも分かるので、是非その辺りをきちんと言えていただきたいと思っています。

また、都立が小中高一貫に踏み切るという決断ですけれども、これについても、特に私立が長い時間をかけて一貫教育を長く続けてきました。歴史的にはそちらの方が長いわけで、ノウハウも持っていると思うのですけれども、都立の小中高一貫がそこに追随する形ではなくて、おそらく違う形で、いわゆる公教育の中で一貫教育をどのように捉えて行っていくのかという特徴やすみ分け、また、どちらを選ぶか子供たちにも選択を与える、そういうところはもう少し説明が必要かと思います。新しい取組をするときには、特に文章の書き方は非常に難しく、読んでもよく分からないということがありますので、その辺りを注意をして、誰が読んでもなるべく分かりやすい文章で平易に書いていただくようお願いしたいと思います。

【教育改革推進担当部長】 ありがとうございます。そのようにさせていただきたいと思います。

【大杉委員】 遠藤委員、山口委員の御意見に重ねてになりますけれども、計画策定の段階では、まだ教育委員としては関わっておりませんでしたので、少し的外れになってしまうかもしれませんが、特に今回は定時制課程に関する御意見が多数出ている、山口委員も言われたとおり、いろいろ御心配の向きがあらうかと思います。おそらく新しい仕組みに変えていくに当たって、それまでの定時制課程が現在まで果たしてきている役割とか、新たなものに対する事前の評価・分析もされているかと思えます。そのようなことに関しては、より丁寧に御説明をいただくと同時に、一般的な話になりますが、新たな仕組みを考えていくとき、教育に関しては短期的な評価は難しいと思いますけれども、中長期的に新しい仕組みを導入していく場合についても、常にチェックして評価をしていくという体制を心掛けていくように、計画そのものの中できちんとうたい込んでいただきたいと思います。

もう1点、グローバル人材の育成ということで、きちんと意図が伝わるような形で計画等を策定していただければと思います。

以上です。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

【遠藤委員】 山口委員の御指摘はもともとだと思います。おそらく十分説明しているつもりでしょうけれども、受け止める側から見ると、結果としての夜間定時制課程の閉課程というところだけがクローズアップされてしまいます。なぜそうなるのか、あるいは、それに代わってどういうものを用意しているのかということに対する十分な説明が必要だと思います。それと同時に、非常に貴重な御意見を拝見して、そういう視点もあったなと思います。例えば八王子や多摩地区で夜間定時制課程がなくなってしまうことについて、遠隔地で他に定時制があるからそれで代替できます、こういうチャレンジスクールがあるから活用してくださいということであっても、今、地域に住んでいる方から見たら、そんなところに通えるかというようなことが御意見の中にかなり見られるわけです。

そうすると、セーフティーネットという言葉がありましたけれども、全体像の中か

らいろいろ問題点が出てきます。マクロとミクロの問題です。ミクロ的に何か問題が出てくるとしたら、セーフティーネットという観点で、その部分に対してどう手当てができるのかということです。それを制度変更するときには、必ずその部分の手当てが必要になります。例えば立川地区、八王子地区でこういうものがなくなってしまい、そこで定時制に通えなくなる、他に行けということでは済まないということになります。そうだとすると、例えば通学のための補助をするなどの枠組みが考えられないかなど、そういう形で手を差し伸べる手当てというものも同時に用意しておくことも、御理解をいただく上では一つのツールなのかなと御意見を拝見して思いました。今後、御検討されていく中で、何ができるかということも十分配慮の中に入れていただければと思います。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

なければ、本件につきまして、報告として承りました。

(2) 「東京都発達障害教育推進計画（案）」の骨子に対する意見等について

【教育長】 次に、報告事項（2）「東京都発達障害教育推進計画（案）」の骨子に対する意見等について、説明を特別支援教育推進担当部長、お願いします。

【特別支援教育推進担当部長】 昨年11月26日の教育委員会において、「東京都発達障害教育推進計画（案）」の骨子について御説明しました後、公表して、都民から広く御意見をお寄せいただきました。お寄せいただいた御意見の全てについては机上に置かせていただいていますけれども、本日は、それらを取りまとめました報告資料（2）「『東京都発達障害教育推進計画（案）』の骨子に対する意見等について」によって、全体の状況等について御説明します。

報告資料（2）の「1 意見募集の概要」を御覧ください。意見を募集した期間は、昨年、骨子を公表した11月26日から12月25日までの約1か月間です。

電子メール等によって、総数で137件の御意見を頂きました。その内訳としまして、都民の皆様からの御意見が75件、学校関係者からの御意見が62件となっています。

次に、分野別意見数の割合です。都民からの御意見と学校関係者からの御意見に分

けて、割合を示しています。都民の方からの御意見の内訳としまして、小・中学校における取組への意見が約64パーセント、高校における取組への意見が約13パーセントとなっておりまして、小・中学校における取組への御意見の方が関心が高いという状況が見て取れます。

次に、学校関係者の御意見です。小・中学校における取組への御意見が約56パーセント、高校における取組への御意見が約25パーセントとなっておりまして、都民よりも学校関係者の方が高校の割合が高くなっているという状況です。

なお、小・中学校における取組のうち、発達障害教育体制の推進に対する意見のほとんどは特別支援教室の設置促進に関するもので、その多くが特別支援教室の導入に関する不安の声でした。

1枚おめくりください。次に、「東京都発達障害教育推進計画（案）」の骨子に対する主な意見について御説明します。

この資料については、意見総数137件のうち、主な意見35件を2ページ目から5ページまで掲載しています。

まず、区分Ⅰ－1「小・中学校における発達障害教育体制の推進」の分野です。特別支援教室に対する認識について、通常の学級で保護者や子供たちへの説明を求める御意見や、特別支援教室の導入による巡回指導体制に反対する御意見、また、中学校への特別支援教室の導入に際して実施するモデル事業についての御意見などがございました。

区分Ⅰ－2「小・中学校における指導内容の充実と組織的な対応」の分野では、「学習のつまずき」を把握するアセスメント方法の内容に関する御意見や、持続的・継続的に個々に応じた教育を受けられるようにすることへの御意見などがございました。

次に、区分Ⅰ－3「小・中学校における支援の充実」の分野ですが、外部専門家の活用に関する御意見がございました。

4ページを御覧ください。高等学校における取組に関する御意見ですが、Ⅱ－1「高等学校における発達障害教育を行うための方策」に関しては、生徒の障害に対する自己理解の促進や、社会に出るための支援が必要といった御意見がございました。

Ⅱ－２「高等学校における指導内容の充実と組織的な対応」に関して、就労支援に関する御意見や、学校不適應について誤解を招く記述の修正を求める御意見などがございました。

次に、Ⅱ－３「高等学校における支援の充実」に関して、特別支援学校のセンター的機能の発揮に関する御意見がございました。

５ページを御覧ください。Ⅲ－１「研修の充実」に関しては、生きた研修の実施を求める御意見があり、Ⅳ－１「継続した支援の充実」に関しては、幼稚園・保育所に対して積極的な働き掛けを求める御意見がございました。

また、全体に対する御意見として、発達障害の状態別の状況を具体的に記載すべきとの御意見や、きつ音の方々に対する支援についての御意見などがございました。

こうした都民からの御意見の内容を踏まえながら、現在、「東京都発達障害教育推進計画（案）」の策定作業を進めておりまして、２月に入ってから教育委員会に付議をさせていただく予定としています。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

【教育長】 ただいまの説明に対して、御意見、御質問はございますでしょうか。

【山口委員】 都民から御意見が75件、学校関係者からの御意見が62件ということで、学校関係者からの御意見が割合としても非常に多かったということが、びっくりしたというよりは、やはり学校関係者の方がこれからの制度の在り方に不安であり、どのように行っていったらいいのかということに貴重な御意見をいただいている部分があります。どうしても制度というのは、机上の論理と、それをどう現場に落とし込むかというところで、機能させることが一番重要だと思います。そういうことから言うと、現場の御意見は非常に貴重ですし、ここをいかにくみ取れるかで機能する制度になっていくかというのが決まっていくと思いますので、是非丁寧に読み込んで反映していただければと思います。

【特別支援教育推進担当部長】 そのようにしてまいりたいと思います。ありがとうございます。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本件につきまして、報告として承りました。

(3) 平成27年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査結果について

【教育長】 次に、報告事項(3)平成27年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査結果について、説明を指導推進担当部長、お願いします。

【指導推進担当部長】 報告資料(3)を御覧ください。毎年報告させていただいています調査結果についてまとめましたので、概要を報告させていただきます。

まず、「1 調査の概要」ですけれども、平成23年度から、全ての児童・生徒を対象として、通称「東京都統一体力テスト」として5年間実施してきました。合計92万9,000人の児童・生徒です。

調査内容は、児童・生徒に関しては体力・運動能力、生活・運動習慣の実態、学校に対しても学校の取組等の調査をしています。

(4) 調査結果については、全ての児童・生徒に個人票として調査結果を還元していきます。そして、全ての学校に対し、学校の分析をしたものを還元していきます。そして、区町村教育委員会に対しても、それぞれ域内の学校、児童・生徒の情報を提供しています。今回の報告事項は、東京都全体の状況について分析・考察し、報告書をまとめたものです。報告書については、この中には全ての区市町村の調査結果、全ての都立学校の調査結果のデータを載せております。大変膨大な量なので、特徴的なものを「2 調査の概要」としてピックアップしています。

まず、体力・運動能力の状況ですけれども、種目別の状況としては、全国平均値を100として、小5、中2、高2をピックアップしますと、いずれも全国平均値に届かない状況です。特に中学校、高校においては、全ての種目において全国平均値を下回っている状況です。

2番の体力合計点の分布状況ですけれども、例として中2の男子・女子を掲載しています。棒グラフが平成27年度の状況です。左側にEと書いてありますが、これはAからEの体力合計点の5段階評価に直したもので、Aが「優れている」という状況です。中2男子で言うと、Aが3.8パーセント、Bが20.5パーセントです。Dが26.9パ

ーセント、Eが8.3パーセントの分布状況で、ほぼ正規分布を示している状況です。赤字で40.1点と書いてあるのが平成27年度の平均点です。全国が44.7点ですので、全国と4点近くの差が付いています。平成23年度については折れ線グラフになっていますが、23年度から比較しますと、分布が右側に寄ってきて高くなっている状況が分かりますけれども、全国平均の分布と比べますと、まだまだ全国平均値に及ばない状況です。女子についても同様の傾向です。

右側の「生活・運動習慣の状況」です。1週間の子供たちの総運動時間も統計を取っています。私どもは、1日平均60分くらいは運動すべきということで、1週間の目標値を420分程度に示しています。これを機軸にして、小5の男子、中2の男子の1週間の総運動時間の分布状況です。小学校5年生の男子は、1週間に2400分運動する子供、右側の非常に少ない例ですが、ほぼ1日5、6時間運動する子供が少なからずいる一方、1週間で60分未満、つまり1日平均でも10分も運動しない子供たちが13.1パーセントいるという状況です。右側は中2男子の分布状況ですが、小学校と異なって二極化を示しています。これは、中学校になると部活動、特に運動部活動が行われることによって、こういう変化がございます。1週間で一番長く運動する生徒は、2,400分、1日5、6時間運動する生徒がいる一方、特に真ん中のところで分布の山がありますけれども、部活動などをする生徒たちは1日1、2時間、確実に運動している。一方、1週間で60分未満という生徒が約20パーセントございます。1日10分も運動しない中学生が20パーセントいるということを示した分布です。

次に、運動・スポーツの意識の調査結果ですけれども、左側が男子、右側が女子になります。左側から、運動・スポーツが好きである、「やや好き」、「やや嫌い」、「嫌い」という分布で、小学校1年生から高校3年生までを見ますと、小学校1年生では93.8パーセントの児童は運動が「好き」、「やや好き」であるということに対して、高校3年生になると85.8パーセントまで減少しています。女子に至っては、小学校1年生、93.3パーセントの「好き」、「やや好き」から、74.8パーセントまで「好き」が減少している状態です。

3番、携帯電話等と体力の相関ですが、本調査を始めた時点から、テレビの視聴時間、携帯電話などの使用時間を調査しています。今回、体力との相関関係を見てまい

りました。小5男子では、3時間未満と3時間以上ということで、3時間未満の子供たちの左側の分布状況を見ると、体力合計点が高い、3時間以上こういうものを使用する子供たちは体力が低いという傾向が、小5、中2の女子、高校生に至っても同様の傾向を示しています。

なお、テレビを見る時間は、調査を開始して以来、減少傾向をたどっている状況です。

1枚おめくりください。全体状況は、例年と同様に低い中ですが、東京都の地域的、あるいは学校によって大きな違いがあるということで、今回、体力の高い地域、学校を御紹介します。

区市町村においては、羽村市、小平市、墨田区が全体として体力の高いデータを示しています。羽村市の特徴としては、総合評価A、Bの割合が現在7割を超えている状況です。年間を通じて学校と地域が連携した体育的な行事が非常に盛んに行われているのが羽村市の特徴で、それがこういう結果に連動している可能性が高いと考えています。

小平市においても、ほぼ同様の傾向を示していますが、小平市は、市の教育振興基本計画に基づいて、小学校1年から中学校3年までの9年間を見通した指導を継続して実施してきたことがこうしたことに結び付いていると考えられます。

墨田区においても、同様の傾向ですけれども、墨田区は各年度の体力テストの分析をきちんとして、その分析結果を各小学校、中学校に還元して取組の強化につなげているという状況です。

都立高等学校の優れた例をお示ししました。都内で最も平均値の高い都立高校は、東大和高等学校になります。この学校の特徴ですけれども、総合評価が非常に良い生徒のA、Bの割合が、男子9割、女子8割。そして、総合評価Eの生徒が3学年合わせて一人もいないというのがこの学校の特徴です。部活動を非常に熱心に行っていて、学校の教育目標の中心に「スポーツの振興」を掲げている学校です。

立川国際中等教育学校ですけれども、全学年男女共に全国平均値を超えている大変珍しい学校です。全ての種目に偏りがなく、特に課題となっている握力も非常に高い結果となっています。この結果を導いているのは、実は体育の授業、あるいは部活動

で、共通でサーキットトレーニングやランニングを実施しており、これを6年間継続して取り組んでいるということです。

昭和高等学校においては、平成23年度から学校の状況が非常に改善してきている例です。ここは、体育の授業で、通常の運動種目に加えまして、苦手意識の強い子供たちを対象に、非常に軽い運動、軽スポーツと言われるものを導入して、苦手意識の克服に努めている学校です。

西高等学校ですけれども、東京都の平均値に比べて、スマートフォンなどを使う割合が極めて少ない学校です。この学校は、学校全体で生活リズム、規律というものをきちんとしていくことを柱として部活動、授業の充実などを行っていることが、体力の高い結果に結びついている状況です。

今年度の児童・生徒の体力・運動能力、生活・運動習慣等の調査結果の概要の報告は以上です。

【教育長】 ただいまの説明につきまして、御意見、御質問はございますでしょうか。

【山口委員】 本調査結果の数値に驚きました。特に女子の児童・生徒の運動離れが全国的にも報告されていまして、そこに対して方策をとということが言われてきたのですけれども、今日の説明では、小5の男子、中2の男子も非常に高い割合で1週間の総運動時間が60分に達していないというところは怖い数字かなと思います。これが、ただじっと見ているとなかなか改善していかず、割合が増えていく可能性も少なからずあると思いますので、何らかの施策を行っていく必要があると思います。

一方で、運動・スポーツの意識のところを見ると、「好き」、「やや好き」という割合はかなり高いです。運動が嫌いというのが半分くらいであれば、嫌いだからやらないのだろうと考えられるのですけれども、好きだけでもやらないのか、好きだけでもやれないのかということも考えた方がよいと思います。つまり、特に都内の場合は、都市部とそうでないところなど、自分が住んでいる地域によってかなり運動ができる環境も違いがあり、環境によってできていないのかということを見ていく必要があると思うのです。学校の運動場の使用状況などにもよるでしょうし、そういうところを少し見ていって、「好き」、あるいは「やや好き」という子供がこれだけい

るということは、やれる環境がないのかどうかというところを見ていく必要があると思います。

それから、携帯電話と体力の相関も面白いと思いますけれども、もう一方で、児童・生徒、保護者に、体力を付けましようといっても、年とってくると健康を考えましようけれども、子供たちは、体力はあるものと思っていて、危機意識がないので、いくら体力が大事だと言ってもピンとこない部分もあると思うのですが、学力との相関などはある程度出ているのですか。秋田県などもそうですが、学力と体力の相関が結構関連があるというように伝えられているところもありますので、体力があるということは、こういういいこともあると具体的に子供たちや保護者に伝わるような啓発も必要かなと思うのですが、何かあったら教えていただきたいと思います。

【指導推進担当部長】 まず、1週間の総運動時間ですけれども、全国調査がありまして、小学生は全国の都道府県の中で総運動時間が中位よりも上にあります。ですから、それが東京都の特徴につながっているのだらうと思います。一方、中学生は、全国的に見て圧倒的に運動時間が少ない。男女共に47番目です。結局、それが体力の結果につながっていくのだらうと考えています。

意識の問題ですけれども、御指摘のように、全国から比べると「好き」の割合が高いです。好きにもかかわらず、結果につながっていないということは、やはり運動が足りない、好きにもかかわらず、できていないところに課題があるのだらうと思ひまして、ここを今後、是非突き詰めて改善に向けていきたいと思ひています。

また、学力・体力の相関ですけれども、全国の学力テスト、体力テストについて相互に関連させて分析をしています、やはり相関があるという傾向が示されていますので、こういうこともPRなどに努めていきたいと思ひています。

【山口委員】 特に東京都は2020年にオリンピック・パラリンピックを開催するホスト国ですので、東京都の子供たちが体力が低いとか、運動をしないというのは残念なことなので、オリンピック・パラリンピック教育とも合わせて、子供たちに良いチャンスだと思ひますので、これを一つのレガシーとして、ここから体力、あるいは健康というものへの意識が変わっていったということが示せると、オリンピック・パラリンピックの価値も更に上がると思ひますので、是非頑張ってくださいと思ひま

す。

【大杉委員】 幾つか質問したいのですけれども、都の調査は平成23年度から統一体力テストという形で行われているということですが、これは国においても毎年行われていて、それと比較検討されているということでしょうか。その際に、傾向として、平成23年ですからあまり時間はたっていないですが、東京都の児童・生徒の体力の傾向としてはどのような傾向があるのかというのがまず1点です。

2点目は、総運動時間ということで、児童・生徒ということになりますので、小・中・高の中での体育の授業とか、部活動が中心になるかと思いますが、それ以外にも、地域で、あるいは私的にと多様な形で運動・スポーツに取り組むということがあろうかと思いますが、そういう内容の面ではどのようなになっているのでしょうか。例えば、体力が非常に高いという結果が出た羽村市などでは地域との連携ということがありますが、特に地域との関係の中で、運動能力の形成とどういう関係があるのかということが2点目です。

3点目としては、今、山口委員から学力という話が出ましたけれども、そことの関係、更に言えば、学力もそうですが、個々の置かれている家庭の経済状況とか、そういうこととの関係についても、これは質問というよりは、そういうこともきちんと見ていただきたいということで意見を申し上げておきます。

【指導推進担当部長】 全国の体力テストは、1964年の東京オリンピックを契機に日本全国でスタートしています。国の体力テストは、6歳から80歳まで、種目を決めて毎年公表されているものです。抽出で行われているもので、いわゆる全国平均値だけが公表されるという状況です。そして、私たちは、これまで各学校ばらばらで、あるいは地域ごとに異なるやり方をしていた体力テストを、悉皆できちんと行おうということで平成23年度からスタートしています。しかし、東京都の児童・生徒数は全国の約1割を占めますので、東京都の数値がそのまま全国に影響を与えるという非常に重要な位置を占めていることは間違いございません。

それから、地域との関係ですけれども、学校で行われる運動時間は週に3回の体育の授業と、中学校・高校で行われている部活動はせいぜい2時間程度が限界でして、ここに示しています1日5、6時間行っている子供たちは、平日あるいは土日に、野

球とかサッカーなどの地域でのスポーツクラブに参加しているということが、このような数値になってきていると思います。

それから、羽村市の御質問ですが、実は羽村市は特徴的な市でございまして、聴き取り調査に行ってきました。特に取組をしておられませんというのが羽村市の見解ですが、いろいろ聞いてみると、ほかでは行っていない地域と学校の結び付き、小さい子供から高齢の方まで一緒になって運動するという習慣が50数年続いていまして、地域の方たちは当たり前と思っている体育的行事が、端から見ると、そんなことをされているのですかということであり、これが大変効果があるのです。要するに、学校だけでない取組が効果を示している典型的な例だろうと思います。

学力については先ほど申し上げたとおりで、家庭等の状況については、いろいろなデータから今後も追跡調査をしていきたいと考えています。

【大杉委員】 2点目のことに関連してですが、総合型地域スポーツクラブなどの設置状況との関係とか、そういう点は今何か分かっていることがあれば教えていただければと思います。

【指導推進担当部長】 総合型のスポーツクラブですけれども、やはり羽村市は真っ先に手を挙げて、市民と一緒に地域で総合型スポーツクラブを立ち上げて、それは今までの体育指導員制度などを母体にして充実を図っています。

設置状況ですけれども、全国的に各区市町村に少なくとも一つという方向で進んできていまして、東京都も、オリンピックに向けて、現在、五百数十のスポーツクラブが出来上がっていますけれども、更に増やしていこうという運動をオリンピック・パラリンピック準備局が進めている状況です。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

【遠藤委員】 膨大なデータを示してもらいましたが、調査をずっと行ってきた結果ですけれども、これをどう生かしていくかが大事だと思います。例えば、東大和高等学校や羽村市とか具体例がいろいろあります。それを全体の学校の体育関係者、あるいは管理者、校長先生などに対する指導に具体的にどう生かすのか、その辺りの方策、プランがありましたら教えていただきたいと思います。

【指導推進担当部長】 調査報告書は、全ての区市町村、高校まで含めて、全ての

学校に配布しています。これを配ると同時に、それぞれの地域では地域ごとの分析を始めます。それから、学校では自分の学校、あるいは東京都、国との比較、近隣の地域との比較を始めて、それに基づいて地元の課題、自分の置かれた学校の状況や課題などを分析して、次の取組に生かしていきます。私たちは、こうしたデータを基に、この後御報告しますが、課題に応じた積極的な取組を進めていくことを方針として定めて、今後、そうしたものを取組の中で強力に進めていこうと考えています。

【教育長】 よろしゅうございますか。

それでは、本件につきまして、報告として承りました。

(4) 「アクティブプラン to 2020」－総合的な子供の基礎体力向上方策（第3次推進計画）－について

【教育長】 続きまして、報告事項(4)「アクティブプラン to 2020」－総合的な子供の基礎体力向上報告（第3次推進計画）－について、説明を指導推進担当部長、お願いします。

【指導推進担当部長】 「アクティブプラン to 2020」について御説明します。

まず、総合的な子供の基礎体力向上方策(第3次推進計画)ですけれども、第2章に書いてあるように、これまで体力向上計画については、第1次推進計画(平成22～24年度)、第2次推進計画として平成25年～本年度まで、3年ずつの計画を進めてきています。そして、6年が終了したところで成果と課題が様々あります。先ほど御報告させていただいたように、東京都の児童・生徒の体力の現状には様々な課題があります。こうしたことを含めて、この度、今後の2020年に向けた総合的な対策を取りまとめましたので報告します。

まず、「体力について」ということで、やはり体力というものは様々な人間の活動の根幹をなすものであるという認識です。

そして、今後、健康寿命を延伸して生き生きと暮らしていくためには、若い頃からの体力作り、健康作りが必要という基本認識の下に、これまでの取組と、それを評価したものを載せています。

第3章におきましては、東京都の児童・生徒の体力・運動能力の現状を様々な角度から分析したものを載せています。特に、平成20年度からの全国順位、体力というのは全国順位が全てではございませんけれども、一つの指標となります。平成20年度に、小学校5年生と中学校2年生の^し悉皆調査を国が行って、都道府県別の結果を出したところ、小学生・中学生においては全国のワースト10に入るという状況が分かりました。先ほど申し上げたように、第1次推進計画、第2次推進計画によって、この状況を何とか改善しようと取り組んできた結果、本年度、小学生は非常に低い位置から順位で言うと全国の中位まで向上してきています。しかし、中学校においては、男女共に非常に低位に位置したままであるということが分かります。

そして、このような状況なので、先ほど山口委員から御指摘がありましたように、これまでの計画からすると3年計画を立てるとというのが筋ですけれども、オリンピックに向けて新たな計画を立てたいということで、「アクティブプラン to 2020」と命名して取組を検討してきました。

まず、今後の方向性ですが、人間の成長、健康の原則である基本的な生活習慣、健康三原則、アクティブな生活、これをバランスよく展開していくことを方向としています。そして、地域で子供たちが遊んだり、活動することが少なくなっている都会の現状からして、学校体育・スポーツに重点を置いていきたいと考えています。特に、中学校は全国的に運動時間が少ないという状況なので、区市町村教育委員会とも連携を図って、中学校に対する支援・助言を継続的に強めていきたいと思っております。

平成32年度までの5年間の目標としまして、第1に、オリンピック・パラリンピック開催都市にふさわしい、スポーツに親しむ元気な子供たちを育成していきます。そして、具体的な数値を目標として掲げています。中段にあるように、体力テストの具体的目標値、これはあくまでも目安ですけれども、こうしたものを各学年男女別に、握力については現状がこうであり、今後この数値を目標にしようというものを一つの目安として東京都は掲げています。

そして、それを実現するための具体的な取組としまして、4番に示しました。四つの柱を立てています。やはり決定的に運動時間が少ないということが、体力を低下させている直接的原因ですので、まずは運動量を十分に確保する対策です。運動時間を

十分に確保するために、中学校における部活動加入率、あるいは小学校においても、家庭や地域と連携した身体活動量の確保に取り組んでいきたいと思っております。特に苦手な子供たちを対象として、軽スポーツや障害者スポーツなども活用した様々な取組を展開していきます。課題となる「投げる力」についても、重点的に取り組んでまいりたいと考えています。

また、「具体的な目標に向けた取組」としまして、全員が活動的な生活を行おうということで、中学校を全て「アクティブスクール」と命名して、全校で展開をしていきます。

次に、「優れた実践の普及」ということで、3番目にありますけれども、小学校における健康教育の推進があります。また、中学校における「スーパーアクティブスクール」として、更に創意工夫した取組を62の中学校で展開していきます。これまでも対策に入れていましたコーディネーショントレーニングも、引き続き普及しながら、優れた実践を全ての学校に普及していく取組を進めてまいりたいと考えています。

あわせて、「部活動の振興」も充実させていくというところで、高校においては、スポーツ特別強化校を指定して、全国大会を目指すこと、スポーツ交流による地方創生への貢献などの取組も進めてまいりたいと考えています。いずれにしても、知・徳・体、バランスよく育てるのが教育の目標なので、様々な取組を通じて、2020年に向けて、元気で活発な子供の育成に更に努めてまいりたいと考えています。

今後の推進計画についての説明は以上です。

【教育長】 ただいまの説明について、御意見、御質問はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本件については、報告として承りました。

(5) 平成28年度教育庁所管事業予算・職員定数等について

【教育長】 続きまして、報告事項(5)平成28年度教育庁所管事業予算・職員定数等について、説明を教育政策担当部長、お願いします。

【教育政策担当部長】 それでは、報告資料(5)を御覧ください。「平成28年度

教育庁所管事業予算・職員定数等について」です。

去る1月15日、知事の予算原案の発表がございました。平成28年度予算は、“世界一の都市”の実現に向けた取組を加速化・深化させ、力強く前進させる予算という方針の下、「都の一般会計予算の状況」に記載されていますように、対前年比0.8パーセント増で、都全体としての一般会計予算は7兆110億円となっています。

教育庁に係る予算については、上段の左側、「I 歳入歳出予算」を御覧ください。教育費については、約8,031億円で、前年度と比較して約393億円、5.1パーセントの増となり、4年連続の増となっています。内訳ですが、給与関係費が約123億円、1.8パーセントの増、事業費は約270億円、28.4パーセントの増となっています。

次に、職員定数です。学校職員定数については、先ほど定数に関する条例の改正議案で説明がありましたが、網かけの部分で全体で320名の増、6万3,942名となっています。事務局定数については、5人増の668人となっています。

「都の職員定数の状況」は、全任命権者で740人増となっています。

2ページを御覧ください。平成28年度に取り組む主な事業について、「第3次東京都教育ビジョン」の体系に沿って記載しています。11月に見積もりの概要ということで既に御説明していますので、個々の事項については省略して、特に追加になった事項について御説明させていただきます。

2ページ右側、「4 社会の変化に対応できる力を高める」の(1)不登校・中途退学対策を御覧ください。⑥小・中学校における新たな不登校対策としまして、適応指導教室等に民間の教育プログラムを取り入れたサポート講座を試行実施する経費を約2,000万円追加計上しています。

続きまして、3ページを御覧ください。右側、「9 質の高い教育環境を整える」の(2)特別支援教育の充実を御覧ください。⑥都立高校の発達障害の生徒に対し、在籍する高校の授業を抜けることなく、生徒一人一人の障害の状況に応じた特別な指導・支援を行うための場の提供として、土曜日に、ソーシャルスキルトレーニング等の講座を試行実施する経費、約2,700万円を追加で計上しています。その他一部について、経費の精査による査定減等がございましたが、新規事業も含め、要求した事業の趣旨はほぼ認められて、来年度、所要の事業目的が達成できる予算となっています。

説明は以上です。

【教育長】 本件につきまして、御意見、御質問はございますか。

【大杉委員】 教育費の中で特に事業費が大きく伸びていて、オリンピック・パラリンピックの関連を含めてということになりますけれども、新規の事業も増えている中で、これらが具体的にどう成果を上げていったかということ、成果指標に基づいて、きちんと今後の検証ということも見ていただきたいと思います。同時に、事業をどんどん増やしていけば、職員の方々、あるいは学校関係者の方々もそれなりの負担になってくる部分も出てこようかと思いますが、その点も是非留意した上で進めていただければと思います。

【教育政策担当部長】 事業を遂行する上で、成果指標は意識して取り組んでいきたいと考えていますし、事業執行に当たっても、必要な職員数については適切に配置をしていきたいと考えています。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

【遠藤委員】 細かな内訳を御説明いただきましたけれども、こういうことをやろう、ああいうことをやろうと、特にオリンピック・パラリンピックに向けてとか、特別支援学校の話とか、そのようなことをこの1年間議論してきたと思います。先ほど教育関係で要望したものはほとんど受け入れられたと御説明があったのですが、逆に、私たちが1年間議論してきた中で、例えば予算で概算要求の段階で出したけれども、結局削られてしまったとか、残念ですが次に持ち越しとか、否定されたものなどは何がありますか。

【教育政策担当部長】 基本的には、経費の精査とか事業手法などがありますが、目的を達成するという趣旨では、私どもの要求はほぼ認められているという状況にあります。

【遠藤委員】 細かな細目でもということですか。

【教育政策担当部長】 はい。

【遠藤委員】 分かりました。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本件につきまして、報告として承りました。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

2月12日(金)午後0時30分

教育委員会室

【教育長】 教育政策課長、今後の日程についてお願いします。

【教育政策課長】 次回教育委員会定例会の開催は、2月第2木曜日である2月11日が祝日のため、2月12日金曜日に開催します。この日は、午後4時から東京都教育委員会職員表彰式が開催されますので、定例会は午後0時30分から、教育委員会室での開催を予定しております。

以上です。

【教育長】 ただいま説明がありましたとおり、次回定例会は2月12日金曜日、午後0時30分からとのことですので、お間違えのないようお願いします。

日程その他について、何かございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、これから非公開の審議に入ります。

(午前10時45分)